

第 8 期 市 町 村 分 別 収 集 計 画 書

(平 成 29 年 度 ～ 平 成 33 年 度)

平 成 28 年 6 月

茨 城 県 水 戸 市

～ 目 次 ～

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量等の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量等の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

近年の廃棄物を取り巻く状況は、ごみの分別に係る問題やごみの排出量をいかに減らしていくかといった問題、再資源化に関する新たな動向、さらには地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題の深刻化等、ますます変化してきている。これらの課題に対応するためには、計画的に施策を進めることが求められるところである。

清潔で快適な生活環境の創造及び生活環境の保全のためには、一人一人が生活様式を見直すことはもとより、ごみの発生抑制、再利用及び再資源化（3R）に取り組み、また、社会を構成する主体が、それぞれの立場で役割を認識して3Rを実践していくことにより、循環型社会を形成していかなければならない。

平成26年10月に策定した「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）」では、「快適な未来へ進む資源循環型都市・水戸 ～発生抑制・再使用と再資源化の徹底～」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみの減量と資源の有効活用に努め、環境への負荷を抑制した循環型社会の構築を目指していくこととしている。

さて、本市のごみ処理施設については、焼却施設及び不燃物再資源化施設が老朽化し、適正処理能力を維持していくことが難しい状況にあり、また、粗大ごみ処理施設については平成25年度から運用を停止している。さらに、最終処分場は埋立て完了が近づき、焼却灰の外部搬出を行う必要が生じている。

これらのことから、本市においては、廃棄物の適正処理及び資源の有効活用を図るため、新たな焼却施設、不燃物や粗大ごみの処理施設、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）に対応したリサイクルセンター及び最終処分場の整備に向け、取り組んでいるところである。

以上の背景をもとに、法第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し、それを資源循環させることにより、中間処理量及び最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となって取り組む方針となる、第8期市町村分別収集計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 基本的方向

本計画の基本的方向を以下に示す。

- ごみの発生抑制、再利用と再資源化を促進するための地域社会づくり
- すべての関係者が一体となった足元からの行動の実施
- 地球環境の保全及び清潔で快適な市民生活のための、地域の実情に即した3R（リデュース・リユース・リサイクル）の実践及び廃棄物の適正処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年 4 月を始期とする 5 か年間とし、3 年ごとに改定する。

計 画 期 間	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度
---------	---------------------

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、PET ボトル及びプラスチック製容器を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第 8 条第 2 項第 1 号）

（単位：t）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
容器包装廃棄物	24,846	24,763	24,534	25,537	25,330

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第 8 条第 2 項第 2 号）

容器包装廃棄物の発生抑制及び再使用（以下「排出抑制」という。）の促進を図るため、以下の方策を実施する。

市民・事業者・行政が連携し、ごみそのもの及び容器包装廃棄物の減量に向け、意識改革、情報提供等に取り組んでいくものとする。

- 環境教育の推進（ごみを少なくする習慣づくり）
- ごみ減量に係る情報提供（ごみを少なくする知識の普及）
- 使い捨て商品及び容器等の使用回避（ごみを少なくする実践行動）

ごみの排出抑制を進めるためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要である。

消費者である市民は、一人ひとりが自ら使い捨て商品を多用する生活習慣を見直し、環境への負荷の低減や省資源化に配慮する方向に転換していくものとする。

事業者は、環境に配慮した事業活動や商品づくりを進め、それらを行政が様々な角度から支援していくものとする。

なお、上記の方策に係る主な取組は、次に掲げるものとする。

(1) 環境イベントの開催

環境フェア等への参加をはじめ、ごみ減量に係るイベントを開催するなど、各種の企画を活用しながら、具体例の提示や実体験する機会の提供、ポスターコンクールの実施などにより、排出抑制に向けた意識の高揚を図る。

(2) 各種施設見学会の開催

ごみ処理の現状及び逼迫したごみ処理施設等についての認識を深めてもらうため、ごみ処理施設の見学会を行う。また、リサイクルの必要性を認識してもらうため、資源物の再生工場見学会を実施する。

(3) 過剰包装の抑制

市内の小売店等に対して、簡易包装の実施について協力を依頼するとともに、消費者である市民についても、簡易包装への取組を周知し、その必要性について啓発を行う。

(4) レジ袋削減運動の実施

市民、事業者及び行政が協働してレジ袋削減に取り組む。レジ袋の無料配布を中止するため、小売店等と締結した「レジ袋削減の取組みに関する協定」を基に、マイバックスの利用を呼びかける。

(5) エコ・ショップ制度の推進

商品の容器包装の簡易化、レジ袋・食品トレイ等の使用削減等、商品販売の段階でのごみの発生抑制に積極的に取り組む小売店舗等をエコ・ショップとして認定し、その利用を広く市民にPRすることにより、市民・事業所におけるごみの発生抑制・再使用・リサイクル活動の一層の推進を図る。

(6) 再生品の販売促進及び積極的な使用

エコ・ショップ認定制度を活用し、市内小売店等に対して、再生品の販売促進を依頼するとともに、市民に対して再生品の情報提供の場として展示等を行い、使用促進を図る。

(7) 地域における資源物回収の取組み

容器包装廃棄物を含む資源物について、地域の市民と協働して分別回収を行うことにより、リサイクル意識の醸成を図るとともに、自主的な取組みを促進するため、支援を継続する。

(8) 新たな分別品目の拡大

新清掃工場の稼働に伴い、新たな分別品目として、プラスチック製容器包装の収集を開始する予定となっており、分別方法や収集方法に係る調整及び市民への周知に取

り組み，新たな制度の浸透を図る。新たな分別品目の拡大後においては，分別の徹底を図り，再資源化と適正処理を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	びん・缶類(一般集積所回収) スチール缶(集団資源物回収)
主としてアルミ製の容器	びん・缶類(一般集積所回収) アルミ缶(集団資源物回収)
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	びん・缶類(一般集積所回収) 1.8・2L瓶，ビール瓶，雑瓶(集団資源物回収)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック(一般集積所回収，集団資源物回収)
主として段ボール製の容器	段ボール(一般集積所回収，集団資源物回収)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	PETボトル(一般集積所回収，集団資源物回収，拠点回収)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器(一般集積所回収(予定)) 白色トレイ(一般集積所回収(予定))

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
スチール製容器	644	638	633	635	628

アルミ製容器	393		397		402		420		423	
無色のガラス	(合計) 470		(合計) 466		(合計) 462		(合計) 470		(合計) 465	
製容器	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	470	0	466	0	462	0	470	0	465
茶色のガラス	(合計) 642		(合計) 636		(合計) 631		(合計) 643		(合計) 636	
製容器	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	642	0	636	0	631	0	643	0	636
その他のガラス	(合計) 178		(合計) 177		(合計) 175		(合計) 185		(合計) 183	
製容器	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	178	0	177	0	175	0	185	0	183
飲料用紙製	10		10		10		10		10	
容器包装										
段ボール	1,887		1,880		1,876		1,899		1,889	
その他の紙製	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
容器	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PETボトル	(合計) 214		(合計) 214		(合計) 215		(合計) 223		(合計) 223	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	72	142	72	142	73	142	74	149	74	149
その他のプラス	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 2,747		(合計) 3,306	
チック製容器	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	2,747	0	3,306
うち白色	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 14		(合計) 14	
トレイ	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 各品目について、平成23年度から平成27年度の増減率の平均を算出する。
- ② 人口変動率を直近年度（平成27年度）の実績に乘じ、平成28年度の見込みを算出する。
- ③ ①及び②の算出結果を基に、品目ごとの消費重量及び生産量並びに年間増減量を考慮し、平成29年度から平成33年度までの見込みを算定する。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
257,300人 (前年度対比)	257,400人 (前年度対比)	257,400人 (前年度対比)	272,100人 (前年度対比)	271,700人 (前年度対比)
100.04%	100.04%	100.00%	105.71%	99.85%

※ 内原地区については、平成32年度から新清掃工場の稼働に伴い、処理区域を統一するため、当該年度から内原地区の人口を含める。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、平成31年度までは、現在実施している収集体制を活用して行うものとする。平成32年度からは、新清掃工場の稼働にあわせ、新たな分別品目の拡大として、プラスチック製容器包装の収集を開始する予定である。また、PETボトルについては、これまでの拠点回収にあわせ、集積所収集の実施について調整を進める。

内原地区については、平成32年度より処理区域を統一するため、分別・収集方法について調整を進めるものとする。

なお、現在小売店が店頭回収を行っているPETボトルについては、引き続き小売店等が分別収集を実施するものとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

当面、一般集積所で回収したスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製の容器（無色、茶色、その他）については、当市の不燃物再資源化施設で選別、圧縮保管し、段ボール製容器、飲料用紙製容器については、委託業者により選別、圧縮、保管する。

集団資源物回収で回収したスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール製容器及びPETボトルについては、委託業者により選別、圧縮、

保管する。

また、拠点回収を行ったPETボトルは、市で圧縮、梱包及び保管する施設の確保が難しいことから、新清掃工場稼働までの間、民間の施設を活用することとする。

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町内会あるいは子供会等で実施している集団資源物回収を促進するため、引き続き報償金の交付及び優良団体の表彰等を継続する。

また、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民、事業者、学識経験者及び行政等の委員で構成する水戸市廃棄物減量等推進審議会において、推進体制の整備を図る。